

福岡県公報

令和八年九月八日
第七百二十六号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年八月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

付則第三項の見出し中「令和六年能登半島地震」を「災害に対処するため派遣された職員」に改め、同項中「令和六年能登半島地震に係る」を「異常な自然現象により生じた」に改め、「災害に対処するため、」の次に「県に対する国及び地方公共団体からの職員派遣要請等に基づき、」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の特殊勤務手

当に関する条例の施行規則の規定は、令和八年七月二十八日から適用する。